平成 25 年 2 月 18 日

各　　位

上場会社名　　ＧＭＯアドパートナーズ株式会社
代表者　　代表取締役社長　高橋 信太郎
（コード番号　　4784）
問合せ先責任者　取締役　森竹 正明
（TEL　　03-5728-7900）

# 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 3 月 21 日開催予定の当社定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）当社グループの経営体制を明確にするため、第３条（目的）に事業目的を追加するものであります。

（２）今後の単元未満株式制度の導入を鑑み、単元未満株式についての権利を合理的な範囲のものとする規定および単元未満株式の買取制度の規定を新設するものであります。

（３）その他、条文の新設に伴う条数の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| 第３条（目的）<br>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>１．～５．（省略）<br>（新　　設）<br>８．前各号に付帯関連する一切の業務 | 第３条（目的）<br>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>１．～５．（省略）<br>８．企業の人事・総務・経理事務および経営管理事務の受託<br>９．前各号に付帯関連する一切の業務 |
| 第９条　（株式取扱規則）<br>当会社の株式に関する取り扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 | 第９条　（株式取扱規則）<br>当会社の株式に関する取り扱い及び手数料、単元未満株式の買取り、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 |
| （新　　設） | 第 10 条（単元未満株主の権利制限）<br>当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br>１．会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利<br>２．取得請求権付株式の取得を請求する権利<br>３．募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 |
| 第 10 条～第 52 条（条文省略） | 第 11 条～第 53 条（現行どおり） |

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 25 年 3 月 21 日（木）

定款変更の効力発生日　　平成 25 年 3 月 21 日（木）

以　上